

資金移動業者の口座への賃金支払に関する 資金移動業者向けガイドライン（案）

厚生労働省労働基準局賃金課

令和〇年〇月〇日

目次

第1	はじめに	4
第2	資金移動業者の指定要件	5
1	口座残高を100万円以下にするための措置（規則第7条の2第1項第3号イ）	5
	（1）措置の内容	5
	（2）指定代替口座に関する留意点	6
2	破綻時の資金保全の仕組み（規則第7条の2第1項第3号ロ）	6
	（1）措置の内容	6
	（2）保証機関の範囲等	8
	（3）その他	9
3	不正取引時の補償（規則第7条の2第1項第3号ハ）	9
4	口座残高を一定期間利用しない場合の債務（規則第7条の2第1項第3号ニ）	9
5	口座への資金移動（規則第7条の2第1項第3号ホ）	10
6	口座からの資金移動（規則第7条の2第1項第3号ヘ）	10
	（1）払出（現金化）方法	10
	（2）払出手数料	11
7	報告体制（規則第7条の2第1項第3号ト）	11
8	技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ）	12
第3	資金移動業者の指定手続等	13
1	指定の申請（規則第7条の3）	13
2	指定後の変更（規則第7条の4）	14
3	指定後の報告（規則第7条の5）	14
	（1）指定後の報告事項	14
	（2）指定要件を維持していることの確認	15
4	指定の取消し（規則第7条の6）	15
	（1）概要	15
	（2）指定の取消しに係る基本的な流れ	16
	（3）指定の取消しに係る行政手続等	17
5	指定の辞退等（規則第7条の7）	18
	（1）指定の辞退	18
	（2）資金決済法の規定に基づく廃止又は破産等	18
6	みなし指定資金移動業者（規則第7条の8）	18
7	指定しない旨の処分及び指定取消しに対する救済手段	19
第4	賃金の支払に関する業務の実施	20
1	各事業場における賃金支払の開始	20
	（1）労使協定	20

(2) 労働者への説明と同意	20
2 賃金支払の実施	22
3 指定取消時及び指定辞退時の賃金支払	22
第5 様式集	23
別紙様式第1号 指定申請書	23
別紙様式第2号 誓約書	23
別紙様式第3号 指定通知書	23
別紙様式第4号 不指定通知書	23
別紙様式第5号 変更届出書	23
別紙様式第6号 業務実施状況報告書	23
別紙様式第7号 未達債務額報告書	23
別紙様式第8号 指定取消通知書	23
別紙様式第9号 指定辞退届出書	23
別紙様式第10号 指定辞退公告届出書	23
別紙様式第11号 廃止等届出書	23
別紙様式第12号 同意書の様式例	23

第1 はじめに

賃金の支払方法については、従来から、通貨のほか、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第7条の2第1項において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座（以下「預貯金口座」という。）への振込み及び証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座（以下「証券総合口座」という。）への払込みによることが可能とされてきた。

他方で、昨今では、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られるようになってきている。

このような状況を踏まえ、今般、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定した資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）の口座（以下「指定資金移動業者口座」という。）への資金移動による賃金支払をできることとする制度改正（省令改正）を行ったものである。具体的には、指定資金移動業者口座への賃金支払は、労働者の同意を前提として、労働者が指定する指定資金移動業者口座（以下「労働者指定口座」という。）への資金移動により行われる場合に限り認められることとなる。今般の改正は、賃金の支払方法に係る新たな選択肢を追加し、労働者及び使用者の双方が希望する場合に限り、賃金の支払方法として、指定資金移動業者口座への資金移動によることを可能とするものであり、当該支払手段を希望しない労働者及び使用者に対して強制するものではないことは言うまでもない。

本ガイドラインは、指定資金移動業者による賃金支払いに係る業務の適正な運営を確保するため、指定要件、指定手続等に関する詳細や、業務上の留意点について整理したものである。指定資金移動業者においては、本ガイドラインに則り、適正な業務運営が求められる。また、指定を受けようとする資金移動業者においては、本ガイドラインに従って指定の申請をされたい。

第2 資金移動業者の指定要件

指定資金移動業者は、規則第7条の2第1項第3号イからチまでに規定された要件を満たす必要があり、各要件の詳細については、次の1から8までに示すとおりである。また、賃金支払を行う指定資金移動業者口座は、これらの要件に係る措置が講じられたものである必要があり、利用規約等により、これらの措置が担保されていることが必要である。なお、利用規約等により、賃金支払を行う口座とそれ以外の口座が別々の口座として明確に分けられている場合には、当該それ以外の口座について、これらの要件に係る措置を講じることまでは求めない。

なお、実際の指定は、資金移動業者からの具体的な申請内容を受けて、指定要件を充足しているか個別に判断することとなることに留意されたい。

1 口座残高を100万円以下にするための措置（規則第7条の2第1項第3号イ）

（1）措置の内容

指定資金移動業者の資金保全の仕組み（後記2参照）により口座残高全額が保証されることを確実なものとするため、口座残高を基本的に常時100万円以下とすることを求めるものである。

具体的には、①指定資金移動業者口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる預貯金口座又は証券総合口座（以下併せて「預貯金口座等」という。）を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から当該預貯金口座等（以下「指定代替口座」という。）への送金を行うことで当該資金を100万円以下とするように措置していることが必要である。

上記の①受入上限額を100万円以下の額に設定する場合において、賃金の支払により受入上限額を超過するときには、その超過する資金も含む賃金全額を一旦は受け入れることが必要であるほか、口座残高が100万円を超えたときには、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から指定代替口座への送金を行うことで当該資金が100万円以下となるように措置していることが必要である。これらは、使用者が賃金の支払として資金移動しようとした資金について、仮に受入上限額を超過するとして指定資金移動業者が受け入れない取扱いをした場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく使用者の賃金の支払の義務の履行に支障が生じるおそれがあるため、こうした取扱いは認めず、上記の措置を求めることとしたものである。

また、口座残高が 100 万円を超えた際、指定資金移動業者が労働者に利用・払出等を促し、労働者が自ら利用・払出等を行うこと等により、口座残高が 100 万円以下となった場合には、指定資金移動業者が超過分の指定代替口座への送金を行う必要はないが、労働者が必ずしも当日中に払出等をしない可能性もあるため、指定資金移動業者は当日中に口座残高を 100 万円以下とすることができる体制を有していることが必要である。

なお、当日中の指定代替口座への送金については、指定資金移動業者口座の残高を基本的に常時 100 万円以下としておくことが趣旨であることから、上記①又は②のいずれの場合においても、指定代替口座への着金時期については、個々の状況に応じて適切に行われるものであるが、指定資金移動業者口座からの減算及び指定代替口座への送金指図は当日中に行われる必要がある。

(2) 指定代替口座に関する留意点

指定代替口座は、預貯金口座等に限ることとし、他の指定資金移動業者口座を送金先として指定することは認められない。

また、指定代替口座として、例えば、銀行口座を指定する場合には、銀行法（昭和 2 年法律第 21 号）の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められない。

指定代替口座への送金に係る手数料を労働者に負担させることとする場合には、指定資金移動業者は労働者に対して手数料がかかることをあらかじめ周知した上で、賃金支払を開始する必要がある。なお、手数料の取扱に関しては、後記第 2 の 6（2）を参照されたい。

なお、指定資金移動業者が指定代替口座の情報を入手するに当たっては、同意書に記載された情報を使用者から入手する方法や、指定資金移動業者が労働者から直接入手する方法が考えられるが、いずれの方法によっても差し支えない。

2 破綻時の資金保全の仕組み（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号ロ）

(1) 措置の内容

ア 措置の趣旨と枠組み

資金移動業者は、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）の規定に基づく供託等の仕組みにより、破綻時等に備えた資産保全が図られているが、利用者への弁済には一定の時間を

要する。賃金が労働者の日々の生活の糧であることを踏まえると、破綻時等には時間を要せずに速やかに労働者に口座残高が弁済される必要がある。このため、こうした労働者保護の観点から、指定資金移動業者には、供託等の仕組みに加え、民間の保証機関が労働者に口座残高を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していることを求めるものである。

具体的には、指定資金移動業者による債務の履行が困難となったとき、すなわち、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法第59条第2項第1号に規定する権利の実行の申立て（以下総称して「破産手続開始の申立て等」という。）があったときは、指定資金移動業者口座の資金全額（以下単に「口座残高全額」という。）に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに労働者に弁済することを内容とする保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び同内容の保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等により、指定資金移動業者の破綻時の資金保全が実効性を伴って担保されていることが必要である。

ここで、労働者と保証機関との保証契約については、指定資金移動業者が保証機関から委託又は許諾されて、保証機関の代理人として労働者と契約締結を行うことでも差し支えない。

なお、指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の締結及び労働者と保証機関との保証契約の締結により資金保全を行うことが一般的に想定されるが、実効性を伴って担保されているものである限り、上記以外の方法によることも認められ得る。

また、破綻時に供託金が不足していた場合に備えて、保証機関が保険会社と保険契約を締結することも想定されるが、当該保険契約の締結については任意であり、労働者に対して速やかに口座残高全額が弁済されることが担保される限りは必須ではない。

イ 保証対象

保証の対象となる口座残高全額に係る債務には、使用者から支払われた賃金相当額に係る債務以外のものも含まれる。そのため、仮に指定資金移動業者口座内で賃金相当額に係る債務の額とそれ以外の債務の額を技術的に区分管理できる場合であったとしても、賃金相当額に係る債務以外の債務の額も含めた口座残高全額を保証対象とすることが必要である。なお、労働者の利便のため、指定資金移動業者口座を含む複数の口座の残高を合算した残高合計額をアプリケーションなどにおいて表示することは妨げないが、労働者が保証の対象となる同一口座であると誤認しないように配

慮することが必要である。

ウ 弁済の期限

資金保全の仕組みとして「速やかに」労働者に弁済することを保証するものであることが必要であるところ、ここでいう「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者（指定資金移動業者であった者も含む。）又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内（労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内）であることをいう。そのため、保証機関においては、指定資金移動業者の破綻時等に保証機関が弁済を行う指定代替口座の情報（名義人、口座番号）や指定資金移動業者口座の未達債務の残高の情報等についてあらかじめ定期的に指定資金移動業者等から入手しておく等により平時から必要な情報を整理しておき、破綻時等には6営業日以内に確実に弁済できる体制を確保しておくことが必要である。

（２）保証機関の範囲等

保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されるが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されない。ただし、指定資金移動業者と保証機関については、親子会社その他の資本関係や経済的な相互依存関係にあること等により、指定資金移動業者の破綻等が保証機関の経営状況に影響を及ぼす又は保証機関の破綻等が指定資金移動業者の経営状況に影響を及ぼすことで、指定資金移動業者及び保証機関が連鎖的に破綻する等の事態も想定される。確実な資産保全のためには、こうした連鎖的な破綻等のリスクが遮断されていることが重要である。このため、資金保全の仕組みの実効性が担保されているかについては、保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意されたい。

保証機関は、指定資金移動業者の破綻時には労働者への弁済に充てるため、一時的な資金需要に対応することが必要であり、そのために十分な資金を確保できることが重要である。このため、具体的には、①保証機関が金融機関との契約等により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額（100万円に指定資金移動業者口座として設定された最大口座数を乗じた額）が調達可能額（金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等）の範囲内であること等が必要である。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定の際には、賃金支払が認められる口座数の上限が条件として設定されることとなる。

また、保証機関は、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることが必要である。

(3) その他

指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等があった時は、当該指定資金移動業者は保証機関に対し、その旨と今後の手順を伝えることが必要である。このため、当該内容を指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の契約事項に含めることが必要である。

また、指定資金移動業者の破綻時においては、保証機関が労働者に今後の手順等を伝え、請求の勧奨を行うこと等も必要である。このため、当該内容を労働者と保証機関との保証契約の契約事項に含むことが必要である。

3 不正取引時の補償（規則第7条の2第1項第3号ハ）

労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する仕組みを有していることが必要である。具体的には、次のような仕組みとしており、利用規約等によりその実施が担保されている必要がある。

- ① 労働者に過失がない場合には、その損失額全額を補償することとしている必要がある。
- ② 労働者に過失がある場合には、個別対応とすることは差し支えないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとは認められない。ただし、労働者の親族等による払出の場合や、労働者が虚偽の説明を行った場合などには、補償されないことも許容される。過失事案を個別対応とする場合であっても、資金移動サービスの内容に応じて、適切な補償の仕組みとすることが重要であり、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令に照らし、労働者の保護に欠けるような補償方針は許容されるものではない点に留意する必要がある。
- ③ 補償の条件として、損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを求める場合には、当該期間は少なくとも損失発生日の翌日から起算して30日以上（労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について（令和4年11月28日付基発1128第3号）の「当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上」と同旨）は確保されている必要がある。

4 口座残高を一定期間利用しない場合の債務（規則第7条の2第1項第3号

二)

指定資金移動業者口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該指定資金移動業者口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要である。そのために、利用規約等によりその実効性が担保されていることが必要である。例えば、利用規約において、最後に資金移動があった日から5年経過日の前日に口座残高及び当該5年経過日から更に5年経過することで当該口座残高が消滅することを通知する旨を規定し、これに基づき少なくとも10年間は債務が履行されるようにすることが考えられる。

また、「特段の事情」とは、例えば、警察からの要請により口座の凍結等が行われる場合や労働者が虚偽の情報を指定資金移動業者に登録していた場合等、資金移動が最後にあった日から10年間、債務を履行できるようにしないことが合理的である事情が該当すると考えられる。

5 口座への資金移動（規則第7条の2第1項第3号ホ）

賃金の支払を含む指定資金移動業者口座への資金移動を1円単位で行うことができる措置を講じることが必要である。ここでいう「資金移動を1円単位で行う」とは、1円以上1円単位で利用者が指定する金額の資金を移動することをいう（6において同じ。）。

6 口座からの資金移動（規則第7条の2第1項第3号ヘ）

（1）払出（現金化）方法

現金自動支払機（ＣＤ）又は現金自動預払機（ＡＴＭ）（以下併せて「ＡＴＭ等」という。）の利用や預貯金口座等への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、指定資金移動業者口座の資金を1円単位で払出できるようにしていることが必要である。例えば、預貯金口座等への出金による払出の場合、出金が1円単位でできることが必要である。また、ＡＴＭ等の利用による払出の場合、全額をＡＴＭ等で受け取る方法のほか、資金の一部（紙幣）をＡＴＭ等で受け取り、別途店舗窓口等で1円単位の硬貨を受け取る方法も認められる。

なお、指定資金移動業者は、提供する払出の方法の全てにおいて1円単位での払出が求められるものではなく、1円単位で払出が可能な手段を1つ以上有していることで足りるが（国内での払出が前提）、その手段は労働者の利便性に配慮して確保することが望ましい。

また、指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定することは差し支えないが、その場合には、労働者が設定する指定資金移動業者口座への資

金移動を希望する賃金の金額は、当該払出上限額以下に設定される必要があることに留意されたい。

さらに、1日の払出可能時間帯を設けることは差し支えないが、労働者の利便性に配慮して設定することが望ましい。

(2) 払出手数料

少なくとも毎月1回（毎月1日から月末までの間に1回）は、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出することができる必要がある。例えば、払出を預貯金口座等への振込等により行う場合には、預貯金口座等への振込等が手数料負担なくできることが必要である。他方で、振込等先の預貯金口座等からの払出に係る手数料については、この限りではない。なお、指定資金移動業者が、指定資金移動業者口座の残高を受入上限額以下とするために指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないよう措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出する措置がとられていると解することができる。

また、賃金支払が可能な指定資金移動業者口座として当該要件を満たしている必要があることから、仮に当該指定資金移動業者口座への資金移動による賃金支払が行われなかった月においても、毎月1回は、労働者に手数料負担が生じることなく払出ができることが必要である。

7 報告体制（規則第7条の2第1項第3号ト）

指定資金移動業者は、賃金の支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況について、定期的に及び厚生労働省（規則上は「厚生労働大臣」と規定しているが、分かり易く「厚生労働省」と表記している。以下同じ。）から報告を求められた都度、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。また、指定資金移動業者のみならず、資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。なお、厚生労働省への報告は、厚生労働省担当課室宛に行われたい。

指定資金移動業者は、当該体制を整備していることを証するため、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を厚生労働省に提出する必要がある。また、指定資金移動業者は、資金保全の仕組みに係る要件を満たすために契約を締結している保証機関をして、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を差し入れさせ、厚生労働省に提出する必要がある。

なお、厚生労働省への適時の報告及び厚生労働省からの適時の連絡が可能

となるよう、上記の誓約書には資金移動業者及び保証機関の担当部署及び連絡先を記載されたい。

8 技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ）

指定資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断される。

- ① 資金決済法令に基づき業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していること。特に、指定申請時において、資金決済法第55条の規定による業務改善命令又は同法第56条第1項の規定による業務停止命令がなされていないこと。
- ② 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、指定資金移動業者が、労働者指定口座が存在することを確認する措置、当該口座が賃金支払を行う要件を満たしていることを確認する措置等を講じていること。
- ③ 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」を取得していること。なお、第三者認証の取得を申請中である場合には、申請中であることが分かる資料と認証を受ける時期の見込みを提出することにより、資金移動業者の指定の申請は受理され得る。ただし、第三者認証の取得が完了するまでは指定要件を満たさないため、それまでは指定されないことに留意すること。
- ④ その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと。

第3 資金移動業者の指定手続等

1 指定の申請（規則第7条の3）

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、第二種資金移動業を営むこと及び指定要件を満たすことを証明する書類を添付し、指定申請書（別紙様式第1号）を厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。具体的には、指定申請書（別紙様式第1号）とともに、添付資料として指定申請書の記載内容（指定要件を満たすために講ずる措置等）の裏付けとなる以下に掲げる資料を厚生労働省に送付する必要がある。

- ア 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（指定の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成17年法律第86号）第435条第1項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- イ 会計監査人設置会社である場合にあっては、指定の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- ウ 指定に係る事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（資金決済法第38条第1項第7号に規定する資金移動業の種別をいう。）ごとの収支の見込みを記載した書面
- エ 資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
- オ 資金移動業を管理する責任者の履歴書
- カ 資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）
- キ 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約書
- ク 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
 - （ア）指定資金移動業務紛争解決機関（資金決済法第51条の4第1項第1号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。）が存在する場合 当該資金移動業者が資金決済法第51条の4第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
 - （イ）指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の資金決済法第51条の4第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- ケ その他参考となる事項を記載した書面

このうち、特に、破綻時の資金保全の仕組みに係る要件（前記第2の2）に関しては、同要件を満たすことを証明する書類として、資金移動業者と労働者との間の契約書（利用規約等）、資金保全に係る保証委託契約書及び保証契約書等を提出する必要があるほか、報告体制に係る要件（前記第2の7）を満たすことを証明する書類として、資金移動業者及び保証機関それぞれの名義による厚生労働大臣への適時の報告に関する誓約書（別紙様式第2号。以下単に「誓約書」という。）を提出する必要がある。

厚生労働省は、指定の適否の審査において、資金移動業者から提出された指定申請書等の書類の確認に加え、必要に応じてヒアリングを行う。

審査の結果、資金移動業者が指定要件を満たしていると判断した場合には、資金移動業者に対して指定通知書（別紙様式第3号）を送付することによって、指定する旨の処分を行う。指定の効力は、指定通知書が資金移動業者に到達した時点で生じるため、その時点から指定資金移動業者として賃金支払の手段となることが可能となる。

また、資金移動業者が指定要件を満たしていないと判断した場合には、資金移動業者に対して不指定通知書（別紙様式第4号）を送付することによって、指定しない旨の処分を行う。

2 指定後の変更（規則第7条の4）

指定資金移動業者は、規則第7条の2第1項第3号イからチまでに掲げる要件に係る事項のいずれかを変更するときは、あらかじめ、変更届出書（別紙様式第5号）を厚生労働省に提出しなければならない。

また、資金決済法第41条第1項の規定による変更登録又は同条第3項若しくは第4項の規定による変更の届出を行ったときは、遅滞なく、変更届出書（別紙様式第5号）を厚生労働省に提出しなければならない。

3 指定後の報告（規則第7条の5）

（1）指定後の報告事項

厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況に関し報告を求め、又はその他必要な措置を求めることができることとされている。

これを受けて、指定資金移動業者は、事業年度ごとに業務実施状況報告書（別紙様式第6号）を最終の賃借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）とともに、四半期ごとに未達債務額報告書

（別紙様式第 7 号）を提出して報告する必要があるほか、厚生労働省から報告を求められた都度、必要な事項を報告する必要がある。

また、指定資金移動業者と保証委託契約等を締結する保証機関は、報告要請に係る誓約書に基づき、厚生労働省から報告を求められた都度、必要な事項を報告する必要がある。

これらいずれの報告の際にも、報告の一環として、必要に応じて指定資金移動業者又は保証機関を対象にヒアリングが行われる場合がある。

（2）指定要件を維持していることの確認

厚生労働省は、指定資金移動業者及び保証機関の報告内容を精査し、指定後においても指定要件を満たしているか確認を行う。

このうち、破綻時の資産保全の仕組みに係る要件に関しては、指定資金移動業者が一時的な資金需要に対応する手段を引き続き有すること、必要となり得る保証額が調達可能額の範囲内であることのほか、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への支払いを速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることについて、指定資金移動業者を通じて提出された資料（保証機関に係る資料も含む。）や、指定資金移動業者及び保証機関を対象としたヒアリングなどにより確認する。また、保証機関の財務状況についても、指定資金移動業者から提出された保証機関の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）等の財務諸表等の資料等により確認する。

4 指定の取消し（規則第 7 条の 6）

（1）概要

厚生労働大臣は、①指定資金移動業者が資金決済法第 55 条の規定による業務改善命令又は同法第 56 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による登録の取消し等の処分が行われたとき、②指定資金移動業者が規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号イからチまでの要件のいずれかを満たさなくなったとき、又は③指定資金移動業者が不正の手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができることとされている。

厚生労働大臣が指定を取り消したときは、厚生労働大臣は速やかにその旨を公告することとされており、公告は官報により行われる。また、指定資金移動業者であった者は、指定が取り消された旨を、労働者及び使用者に対して通知することが適当である。

なお、指定資金移動業者であった者においては、指定が取り消された後であっても、指定要件に関し契約（利用規約等）に基づき講じられている措置については、同契約の変更がない限り、契約上の義務として引き続き履行す

る必要がある。また、指定資金移動業者であった者が、特に指定要件に係る措置に関する契約を変更する場合には、利用者に変更点を明示的に示した上で行うことが適当である。

(2) 指定の取消しに係る基本的な流れ

ア 規則第7条の5の規定に基づく報告要請

厚生労働大臣は、指定資金移動業者が指定取消事由（規則第7条の6第1項第1号から第3号まで）に該当するおそれがあると認められる場合には、指定資金移動業者に対し、規則第7条の5の規定に基づき、必要な事項について報告を求める。

報告内容等を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合には、指定資金移動業者等に対し、規則第7条の5等の規定に基づき、必要な事項について追加報告を求める。

イ 指定資金移動業者に対する改善指導等

指定資金移動業者からの報告内容（追加報告を含む。以下同じ。）等を検証した結果、労働者の保護及び業務の健全性・適切性の観点から指定資金移動業者に重大な問題が発生しておらず、かつ、指定資金移動業者から改善策の提示がなされ、それによる自主的な改善への取組を求めることが可能であると厚生労働大臣が判断した場合は、直ちに指定の取消しを行うことはせず、規則第7条の5の規定に基づき、必要な措置を求めるとともに、必要があれば規則第7条の5の規定に基づき定期的な報告を求める。ただし、規則第7条の6第1項第1号（資金決済法第56条第1項又は第2項の規定による登録取消を受けたとき）又は第3号（不正の手段により指定を受けたとき）に該当する場合は、この限りではない。

ウ 規則第7条の6第1項に基づく指定取消し

指定資金移動業者からの報告内容等を検証した結果、指定取消事由（規則第7条の6第1項第1号から第3号まで）のいずれかに該当し、かつ、労働者の保護及び業務の健全性・適切性の観点から指定資金移動業者に重大な問題があると厚生労働大臣が判断した場合には、指定資金移動業者に対して指定取消通知書（別紙様式第8号）を送付することによって、指定の取消しを行う。労働者の保護及び業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があるか否かについては、次の（ア）及び（イ）に掲げる要素が総合的に考慮され、判断される。

（ア）当該行為の重大性・悪質性

i. 要件未充足の程度

具体的にどの要件について、どの程度未充足であるのか。

ii. 被害の程度

広範囲にわたって多数の口座保有者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

iii. 行為自体の悪質性

例えば、労働者の意思に反する不正な取引により、労働者に損失が生じた場合であっても、実際には損失の全てを補償しない運用を行っているなど、行為が悪質であったか。

iv. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

v. 故意性・過失の程度

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。過失によるものである場合は、どの程度の過失か。

vi. 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

vii. 隠蔽の有無等

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

viii. その他

以上のほか、重大な問題があることを基礎付ける事実があるか。

(イ) 軽減事由

行政による対応に先行して、指定資金移動業者が自主的に労働者保護のために所要の対応に取り組んでいる、問題を認識した後に直ちに厚生労働省に報告を行った、厚生労働省による報告の求めに対して迅速かつ協力的に対応した、といった軽減事由があるか。

(3) 指定の取消しに係る行政手続等

規則第7条の6の規定に基づく指定の取消しは不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号）に当たるため、同法に基づく手続として、指定資金移動業者に対し、聴聞手続（同法第13条第1項1号イ）を行うこととなる。

指定の取消しは、前記（2）ウのとおり、指定資金移動業者に対して指定取消通知書を送付することにより行うこととなるが、その際は処分の理由

が付記される（同法第 14 条第 1 項）。

なお、指定取消しの効力は、指定取消通知書が指定資金移動業者に到達した時点で生じるため、その時点から指定資金移動業者として賃金支払の手段とはならないこととなる（後記 7 の場合は除く。）。

5 指定の辞退等（規則第 7 条の 7）

（1）指定の辞退

指定資金移動業者は、指定を辞退しようとするときは、遅滞なく、指定辞退届出書（別紙様式第 9 号）を厚生労働省に提出しなければならない。

また、指定を辞退する日の 30 日前までに、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（一般紙）又はインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置（資金移動業者のウェブページへの掲載）により、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。辞退する旨の公告をしたときは、直ちに指定辞退公告届出書（別紙様式第 10 号）に、当該公告の写しを添付して、厚生労働省に提出しなければならない。また、当該公告や掲示だけでなく、使用者や労働者に対しても辞退する旨を通知することが適当である。

指定資金移動業者が指定を辞退したときは、当該指定はその効力を失う。具体的には、指定辞退届出書（別紙様式第 9 号）が厚生労働省に到達した時点で、指定の効力が失われることとなり、指定資金移動業者として賃金支払の手段とはならないこととなる。

（2）資金決済法の規定に基づく廃止又は破産等

資金決済法第 61 条第 1 項の規定による廃止又は破産手続開始の申立等の届出をした場合は、遅滞なく、廃止等届出書（別紙様式第 11 号）を厚生労働省に提出しなければならない。

資金移動業者が資金決済法の規定に基づき、指定に係る資金移動業を廃止する場合には、廃止日（当該廃止等届出書（別紙様式第 11 号）に記載された廃止等年月日）をもって指定の効力を失う。

6 みなし指定資金移動業者（規則第 7 条の 8）

指定資金移動業者の指定が取り消された場合において、使用者の賃金の支払の義務の履行を確保するため必要があると厚生労働大臣が認めるときは、指定資金移動業者であった者については、なお指定資金移動業者とみなして、規則第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 5 の規定を適用することとされている。

具体的な手続きとしては、厚生労働省は、指定取消の決定の際に、みなし適用が必要と認めたときは、指定の取消しの附款として、指定取消通知書におい

て、指定取消し後も指定資金移動業者とみなすこと及びみなし期間を記載し、資金移動業者に通知することとなる。

指定資金移動業者とみなす効力は、当該期間を経過した時点で失効し、指定資金移動業者として貸金支払の手段とはならないこととなる。

7 指定しない旨の処分及び指定取消しに対する救済手段

指定しない旨の処分及び指定取消しを受けた資金移動業者は、当該処分について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、不服申立てをすることができる。

また、指定しない旨の処分については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、取消訴訟及び義務付け訴訟等を提起することができ、指定取消しに対しては、同法の規定により、取消訴訟等を提起することができる。

厚生労働省は、指定しない旨の処分及び指定取消しを行う場合は、行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条の規定により、不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示することとされている。

第4 賃金の支払に関する業務の実施

賃金の支払に関する業務を実施するに当たり、留意すべき事項については、次のとおりである。以下には使用者が対応すべき事項もあるものの、指定資金移動業者においては、適正な賃金支払の取扱いについて十分に理解した上で業務を実施するとともに、指定資金移動業者口座を利用して賃金支払を行う使用者に対し適正な賃金支払業務の手順等について周知に努める必要がある。

1 各事業場における賃金支払の開始

指定資金移動業者口座への賃金支払は、労働者の同意を前提として、労働者指定口座への資金移動により行われる場合に限り認められる。具体的には、各事業場において次の手順により、指定資金移動業者口座への賃金支払が開始される。

(1) 労使協定

使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行う場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、協定を締結する必要がある。具体的には、(1) 対象となる労働者の範囲、(2) 対象となる賃金の範囲及びその金額、(3) 取扱指定資金移動業者の範囲、(4) 実施開始時期が記載された協定を締結する必要がある。指定資金移動業者においては、労使協定の範囲内で使用者による賃金支払が行われることに留意が必要である。

(2) 労働者への説明と同意

ア 労働者への選択肢の提示

使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行おうとする場合には、労働者が預貯金口座への振込み又は証券総合口座への払込みによる賃金支払も選択することができるよう選択肢として示す必要がある。その上で、労働者に同意の有無を選択させるものである。なお、使用者は、取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者について、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定める必要がある。

イ 労働者への説明と提示

使用者は、指定資金移動業者口座への賃金支払を希望する労働者に対して、同意書の様式例（別紙様式第12号）を用いる等により指定資金移動業者口座に関する必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得る必要がある。具体的には、下記を含む内容を説明する必要がある。

- (ア) 資金移動業者は、預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れていないこと。併せて資金決済法等による滞留規制を踏まえ、指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額（以下「希望額等」という。）は、各労働者において、その利用実績や利用見込みを踏まえ、為替取引に用いられる範囲内に設定する必要があること。また、希望額等の設定に当たっては、指定資金移動業者が設定している口座残高上限額（100万円以下の額で設定）及び指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定する必要があること。
- (イ) 指定資金移動業者の破綻時には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われること。
- (ウ) 労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失がない場合には損失額全額が補償されること。また、労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとはされないこと。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではないこと。損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上は確保されていること。
- (エ) 払出の手段については、各指定資金移動業者により異なるものの、ATM等の利用や預貯金口座への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、少なくとも毎月1回は労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出ができること。
- (オ) 口座残高については、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務が履行できるようにされていること。

ウ 労働者への説明の委託

これらの労働者への説明については、使用者から指定資金移動業者に委託することも認められる。このため、指定資金移動業者には積極的に協力することが望まれる。なお、委託された指定資金移動業者が労働者への説明を怠った場合には、規則第7条の2の規定に基づく説明が行われたとは認められないため、留意する必要がある。

また、労働者への説明を指定資金移動業者に委託した場合であっても、労働者の同意については、使用者自らが得る必要があることにも留意する必要がある。

エ 労働者の口座情報の取得

使用者は、労働者から同意を得る際に、併せて労働者が指定する口座を特定するために必要な情報を取得する必要がある。指定資金移動業者によっては、口座を特定するための情報として、名義人、口座番号（アカウントID）以外の情報（例：労働者の電話番号等）が必要な場合があるが、こうした口座特定に必要な情報は指定資金移動業者ごとに異なりうるため、使用者は厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧にて確認する必要がある。このため、指定資金移動業者においても適切に周知を図ることが望ましい。

2 賃金支払の実施

指定資金移動業者口座に資金移動された賃金は、所定の賃金支払日の午前10時頃までに為替取引としての利用（労働者の預貯金口座への出金指図、店舗等における代金支払への充当、第三者への送金指図等）が行い得る状態となっていること及び所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっていることが必要である。これらの状態にするために使用者がいつまでに労働者指定口座への資金移動の指図を行う必要があるかについては、指定資金移動業者ごとに異なりうることから、使用者はあらかじめ指図期限等を確認の上、賃金支払を行う必要がある。このため、指定資金移動業者においては、賃金支払を行う使用者に対し、適切な賃金支払いの手順等について周知に努める必要がある。

なお、賃金支払に係る資金移動の方法（流れ）については、賃金支払を行う使用者の資金移動業者口座や銀行口座等から労働者指定口座に資金移動する方法が想定されるが、いずれの方法であっても、労働者指定口座に確実に資金移動される方法であれば、その方法は問わない。

3 指定取消時及び指定辞退時の賃金支払

指定資金移動業者の指定が取り消された場合（前記第3の4）又は指定資金移動業者が指定を辞退した場合（前記第3の5（1））、指定資金移動業者口座に対して賃金支払を行っていた使用者は、当該賃金支払を行っていた労働者に速やかに確認の上、使用者が既に当該指定資金移動業者口座への送金指図を行っていた場合等の特段の事情がない限り、以降の賃金支払からは労働者が指定する別の方法によって賃金の支払を行う必要がある。このため、前述のとおり、指定資金移動業者においては、指定が取り消された場合又は指定を辞退しようとする場合には、労働者及び使用者に対してその旨を通知することが適当である。

第5 様式集

別紙様式第1号 指定申請書

別紙様式第2号 誓約書

別紙様式第3号 指定通知書

別紙様式第4号 不指定通知書

別紙様式第5号 変更届出書

別紙様式第6号 業務実施状況報告書

別紙様式第7号 未達債務額報告書

別紙様式第8号 指定取消通知書

別紙様式第9号 指定辞退届出書

別紙様式第10号 指定辞退公告届出書

別紙様式第11号 廃止等届出書

別紙様式第12号 同意書の様式例

別紙様式第1号（第7条の3関係）

（第1面）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

（郵便番号 — ）

申請者 住 所

電話番号（ ） —

商 号

代表者の
氏 名

指 定 申 請 書

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の3の規定により厚生労働大臣による指定を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

※ 指 定 番 号	厚生労働大臣 第 号 (年 月 日)	
1. 登 録 番 号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな) 2. 商 号		
(ふりがな) 3. 代 表 者 の 氏 名		
4. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
5. 資 本 金 の 額		
6. 取 締 役 及 び 監 査 役 等		
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名	
7. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先		
(ふりがな) 営 業 所 の 所 在 地	(郵便番号 -)	
連 絡 先	電話番号 () -	
8. 厚生労働省からの照会先		
担 当 部 署 名		
連 絡 先	電話番号 () -	

(記載上の注意)

- ※「指定番号」には、記載しないこと。
- 「登録番号」には、第2種資金移動業者としての登録番号を記載すること。
- 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
- 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
- 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。
- 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外送金も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

9. 営業所の名称及び所在地

名	称	設置年月日	所	在	地
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	
			電話番号 ()	—	

(記載上の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

10. 資金移動業の種別

- | | |
|---|---|
| 1 | 第一種資金移動業（ 年 月 日）
（資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日 : 年 月 日） |
| 2 | 第二種資金移動業（ 年 月 日） |
| 3 | 第三種資金移動業（ 年 月 日） |

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

11. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

貸金支払の対象となる 資金移動業の名称	
為 替 取 引 の 種 類	
為替取引の提供方法	
取 扱 上 限 金 額	
口 座 残 高 上 限 金 額	
払 出 上 限 金 額	
役 務 提 供 範 囲 等	
為替レートの決定方法	
為替取引の標準履行期間	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の 金額若しくはその上限額 又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

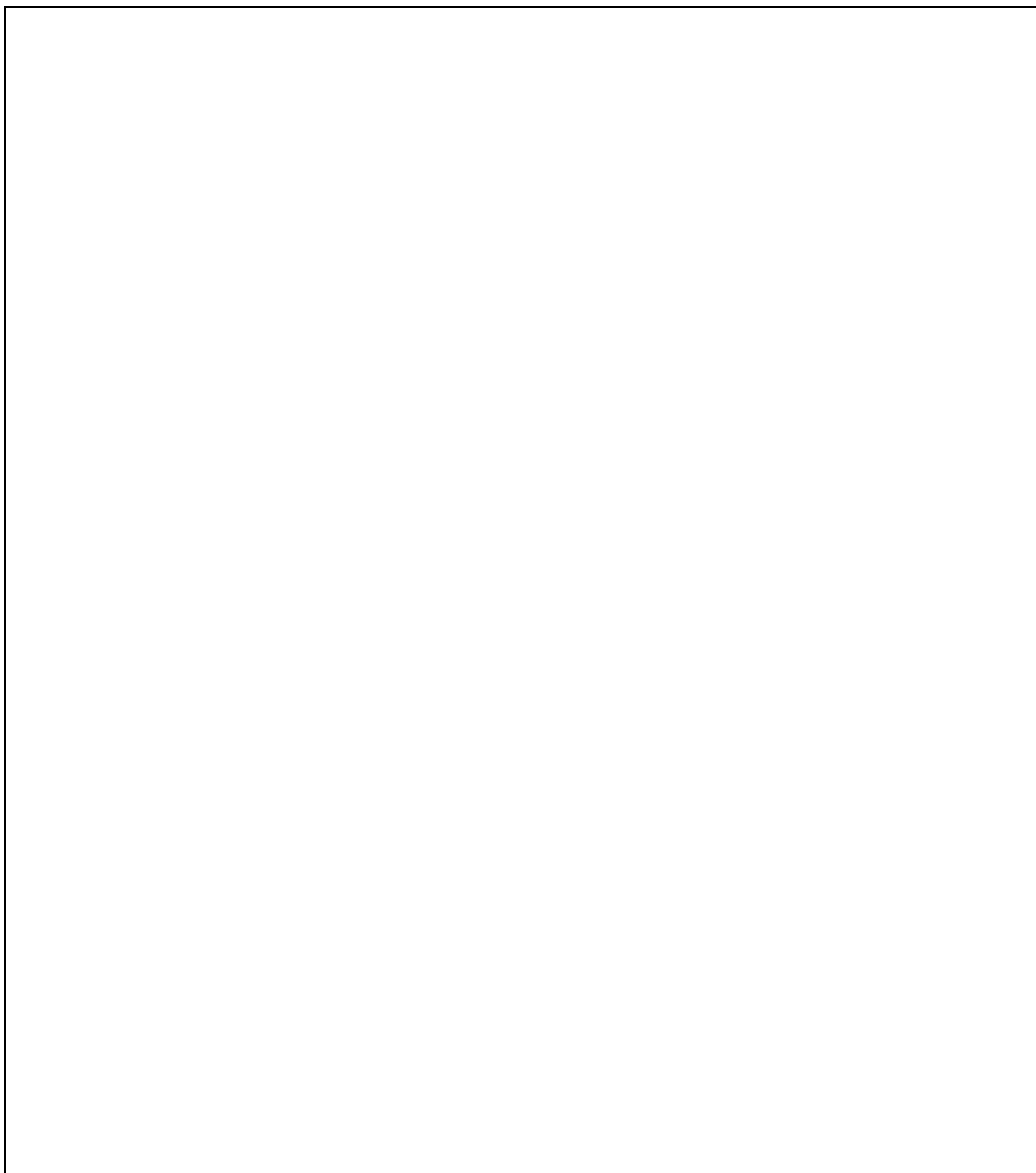
1. 「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「口座残高上限金額」は、提供する為替取引における口座残高上限金額を100万円未満で設定している場合に記載すること。
6. 「払出上限金額」は、提供する為替取引における口座残高上限金額を記載すること。
7. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
8. 「為替レートの決定方法」は、外国通貨をもって為替取引を提供する場合には、当該外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
9. 「為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
10. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
11. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても記載すること。
12. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(2) 未達債務算出時点、履行完了額算出時点、算定期間及び未達債務算出方法

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、資金移動業に関する内閣府令（以下「資金移動業府令」という。）第9条の9第1号に規定する未達債務算出時点をいう。
2. 「履行完了額算出時点」とは、資金移動業府令第11条第4項第2号に規定する履行完了額算出時点をいい、同項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定により第一種資金移動業に係る未達債務の額を算出する場合に記載すること。
3. 「算定期間」とは、資金決済法第58条の2第5項第1号に規定する算定期間をいい、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。
4. 「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

(3) 資金移動の概要図



(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(4) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは 名称	住 所	

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

12. 主要株主の氏名、商号又は名称

[illegible]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、資金移動業府令第5条第2号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、資金移動業府令第5条第2号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、資金移動業府令第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

13. 資金移動業の他にしている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

14. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

15. 口座残高を100万円以下とするための措置

16. 破綻時等における保証の仕組み

--

(記載上の注意)

保証機関等が一時的な資金需要にどのように対応するか、破綻時等にどのように6営業日以内に弁済するかについても記載すること。

17. 不正引出時の補償（通知期限を含む）

（記載上の注意）

補償方針を定めた利用規約等を添付すること。

18. 個人情報保護に関する第三者認証

（記載上の注意）

登録番号等を記載するとともに、認証を取得していることを証する書類を添付すること。

19. 口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行できるための措置

（記載上の注意）

措置を講じていることを証する書類（利用規約等）を添付すること。

20. 現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により1円単位で当該受取ができる措置

（記載上の注意）

措置を講じていることを証する書類（利用規約等）を添付すること。

21. 少なくとも毎月 1 回は現金自動支払機を利用する方法その他通貨による受取ができる方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置

(記載上の注意)

措置を講じていることを証する書類（利用規約等）を添付すること。

22. 賃金が確実に支払われるための措置の具体的方法（例えば口座の実在性や賃金支払が認められた口座であることの確認等）

別紙様式第2号（第7条の5関係）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

商 号

代表者の
氏 名

誓 約 書

当社は、次に掲げる報告体制を有していること、及び、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の5の規定により、厚生労働大臣から報告の求めがあった際には、当該報告体制の下でその求めに応じることを誓約します。

（1）社内人員体制

担当者：〇〇株式会社 〇〇部長 〇〇〇〇

〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇

〇〇部〇〇課主任 〇〇〇〇

（※いずれも主として賃金の支払に関する業務に従事している者）

連絡先：〇〇株式会社 〇〇部〇〇課主任 〇〇〇〇（電話番号（ ） － ）

（2）厚生労働大臣から報告の求めがあった場合、指定の期日までに報告をすること

（3）報告体制の内容に変更があった場合、直ちに書面にて厚生労働大臣に変更内容を報告すること

（4）その他「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」において求められている報告体制を備えていること

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第3号（第7条の2第1項第3号関係）

文 書 番 号
年 月 日

商 号
代表者の氏名 殿

厚生労働大臣

指 定 通 知 書

年 月 日付で労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の3の規定により申請のあった指定の申請については、同令第7条の2第1項第3号の規定により、下記のとおり指定したので通知します。

記

指 定 番 号 厚生労働大臣 第 号
指 定 年 月 日 年 月 日

文 書 番 号
年 月 日

商 号
代表者の氏名 殿

厚生労働大臣

不 指 定 通 知 書

年 月 日付で労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 7 条の 3 の規定により申請のあった指定の申請については、下記理由により指定しないこととしたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

不 指 定 理 由

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者 指定番号 厚生労働大臣 第 号
（郵便番号 - ）
住 所
電話番号（ ） -
商 号
代表者の
氏 名

変 更 届 出 書
（ 事 前 ・ 事 後 ）

下記の事項について $\left\{ \begin{array}{l} \text{変 更 し ま す} \\ \text{変 更 し ま し た} \end{array} \right\}$ ので、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条
の4 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項} \\ \text{第2項} \end{array} \right\}$ の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

- （記載上の注意）
- 労働基準法施行規則第7条の3の規定による指定申請書又は同令第7条の4第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
 - 当該変更届出書を同令第7条の4第1項の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第1項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。
 - 当該変更届出書を同令第7条の4第2項の規定により届け出る場合には、「事後」、「変更しました」及び「第2項」を○で囲むこと。
 - 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 指定申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

業 務 実 施 状 況 報 告 書
第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者 指定番号 厚生労働大臣 第 号
（郵便番号 ー ）

住 所
電話番号（ ）ー

商 号

代表者の
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの賃金の支払に関する業務の実施状況及び収支の状況について、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 7 条の 5 の規定により、次のとおり報告します。

目 次

第 1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 取締役等及び職員の増減
- 3 資金移動業の状況
- 4 苦情処理及び紛争解決の状況

第 2 収支の状況

- 1 資金移動業に係る収支の状況
- 2 資金移動業の種別ごとの収支の状況

（記載上の注意）

労働基準法施行規則第 7 条の 3 の規定による指定申請書又は同令第 7 条の 4 第 2 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

第 1 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 取締役等及び職員の増減

区 分		前 期 末	当 期 末	増減 (△)
取締役等	取締役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会計参与			
	監査役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執行役			
	計			
職員	事務系			
	事務系のうち賃金の支払に関する業務に係る者			
	庶務系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
3. 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
4. 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

3. 資金移動業（貸金の支払に関する業務以外も含む）の状況

	第1種	第2種	第3種	合 計
年間取扱件数（件）				
年間取扱金額（円）				
1件あたりの平均取扱金額（円）				

(記載上の注意)

1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。

4. 貸金の支払に関する業務の状況

	第2種
年間取扱件数（件）	
年間取扱金額（円）	
1件あたりの平均取扱金額（円）	
口座数（件）	

(記載上の注意)

1. 「第2種」とは、第二種資金移動業をいう。
2. 口座数は、当該報告期間の最終日時点での数値を記載すること。

5. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

--

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) 第一種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第4面の「資金移動業の種別」が一である場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者 指定番号 厚生労働大臣 第 号
(郵便番号 -)
住 所
電話番号 () -
商 号

代表者の
氏 名

未達債務の額等に関する報告書

1. 未達債務の額等の概要

報 告 日	年 月 日
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
報告基準日における 未 達 債 務 の 額	(第1種) 円 (第2種) 円 (第2種のうち賃金支払に係る口座) 円 (第3種) 円 (合 計) 円

（記載上の注意）

- 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の3の規定による指定申請書又は同令第7条の4第2項の規定による変更届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう（以下この様式において同じ。）。
- 「未達債務の額」は、資金移動業の種別ごとに、利用者（国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。）に対して負担する債務の額について記載すること。また、第二種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、賃金支払に係る口座の額を記載すること。
- 「報告基準日における未達債務の額」は、括弧書の記載に応じて、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。

2. 未達債務の概況

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数(件／月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額(円／月ごとに)

① 総取扱件数

	第1種	第2種	第2種のうち賃金 支払に係る口座	第3種	合 計
年 月	件	件		件	件
年 月	件	件		件	件
年 月	件	件		件	件

② 総取扱金額

	第1種	第2種	第2種のうち賃金 支払に係る口座	第3種	合 計
年 月	円	円		円	円
年 月	円	円		円	円
年 月	円	円		円	円

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第2種のうち賃金 支払に係る口座	第3種
年 月	円	円		円
年 月	円	円		円
年 月	円	円		円

(記載上の注意)

報告対象期間における為替取引の総取扱件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

(2) 口座を設定する場合にあっては、報告対象期間における口座件数(件／月ごとに)、口座平均残高(円／月ごとに)

① 口座件数

	第1種	第2種	第2種のうち賃金 支払に係る口座	第3種	合 計
年 月	件	件		件	件
年 月	件	件		件	件
年 月	件	件		件	件

② 口座平均残高

	第1種	第2種	第2種のうち賃金 支払に係る口座	第3種
年 月	円	円		円
年 月	円	円		円
年 月	円	円		円

3. 現に締結している保証委託契約の内容

契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日	契 約 対 象 期 間	契 約 金 額	最 大 口 座 数	最 大 要 履 行 保 証 額
			円		

別紙様式第 8 号（第 7 条の 6 関係）

文 書 番 号
年 月 日

商 号
代表者の氏名 殿

厚生労働大臣

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日付でした指定資金移動業者の指定は、下記理由により、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 7 条の 6 の規定により取り消すこととするので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に厚生労働大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

取 消 理 由

別紙様式第9号（第7条の7第1項第1号関係）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

（郵便番号 — ）
届出者 住 所
電話番号（ ） —

商 号

代表者の
氏 名

指 定 辞 退 届 出 書

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の7第1項第1号の規定により届け出ます。

記

1. 商号	
2. 指定年月日	
3. 指定番号	厚生労働大臣 第 号
4. 指定辞退年月日	
5. 届出者と資金移動業者の関係	

（記載上の注意）
1. 労働基準法施行規則第7条の3の規定による指定申請書又は同令第7条の4第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第10号（第7条の7第4項関係）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者 指定番号 厚生労働大臣 第 号

（郵便番号 ー ）

住 所

電話番号（ ）ー

商 号

代表者の
氏 名

指 定 辞 退 公 告 届 出 書

年 月 日付で下記の方法により厚生労働大臣の指定を辞退する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の7第4項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

（記載上の注意）

- 労働基準法施行規則第7条の3の規定による指定申請書又は同令第7条の4第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「公告の方法」には、公告を掲載した官報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法（掲示期間）について記載すること。

別紙様式第11号（第7条の7第1項第2号関係）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(郵便番号 ー)
届出者 住 所
電話番号 () ー

商 号

代表者の
氏 名

廃 止 等 届 出 書

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の7第1項第2号の規定により届け出ます。

記

1. 商号	
2. 指定年月日	
3. 指定番号	厚生労働大臣 第 号
4. 届出事由	
5. 廃止等年月日	
6. 資金移動業の全部又は一部を 廃止したときは、その理由 ☐ 全部 ☐ 一部	
7. 一の種別の資金移動業の全部 を廃止したときは、当該資金移 動業の種別	☐ 第一種資金移動業 ☐ 第二種資金移動業 ☐ 第三種資金移動業
8. 資金移動業の全部又は一部を 廃止したときは、廃止した資金 移動業の内容及びその内容に係 る資金移動業の種別 ☐ 全部 ☐ 一部	

9. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 ☐全部 ☐一部	
10. 届出者と資金移動業者の関係	

(記載上の注意)

1. 労働基準法施行規則第7条の3の規定による指定申請書又は同令第7条の4第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「届出事由」は、資金決済法第61条第1項の事由を記載すること。
3. 「☐全部 ☐一部」は、該当のものにレ点を付すこと。
4. 「一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別」に該当する種別が一である場合は、「資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別」の記載事項のうち「その内容に係る資金移動業の種別」の記載を省略することができる。

資金移動業者口座への貸金支払に関する留意事項

資金移動業者とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）に基づき、内閣総理大臣（財務局長に委任）の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で為替取引を業として営む事業者です。

【1. 労働者の同意】

使用者又は使用者から委託を受けた指定資金移動業者は、労働者に対して、以降に記載する事項について説明しなければなりません。また、資金移動業者口座への貸金支払を行う場合には、使用者は、労働者に対して、貸金支払方法の選択肢として、現金又は資金移動業者口座以外に、預貯金口座（銀行口座）又は証券総合口座への貸金支払も併せて提示しなければなりません。仮に、使用者が、貸金支払方法として、現金か資金移動業者口座かの 2 つの選択肢のみを労働者に提示した場合や、形式的に選択肢を提示していたとしても実質的に労働者に資金移動業者口座への貸金支払を強制している場合には、使用者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条に違反し、罰則の対象となり得ます。

【2. 資金移動業者口座の資金】

資金移動業者口座の資金は、預貯金口座の「預金」とは異なり、為替取引（送金や決済等）を目的としたものです。労働者が資金移動業者口座への貸金支払を利用する際には、口座への資金移動を行う貸金額は、為替取引（送金や決済等）に利用する範囲内とし、送金や決済等に利用しない資金を滞留させないことが必要です。このため、資金移動業者の口座への資金移動を希望する貸金の範囲及びその金額（希望額等）については、労働者の利用実績や利用見込みを踏まえたものとする必要があります。また、希望額等の設定に当たっては、資金移動業者が設定している口座残高上限額（100 万円以下）及び指定資金移動業者が 1 日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定する必要があります。

また、貸金支払が認められる資金移動業者口座は、資金の受入上限額が 100 万円以下となっています。このため、貸金支払に当たって口座の受入上限額を超えた場合の送金先の金融機関名又は証券会社名及びその口座番号等をあらかじめ登録しておく必要があります。仮に受入上限額を超過した際には、あらかじめ登録された預貯金口座等に資金移動業者が送金を行います。その際に送金手数料の負担を求められる場合があります。

【3. 資金移動業者が破綻した場合の保証】

銀行等の金融機関が破綻した場合には、預金保険法に基づく預金保険制度により一定額の預金が速やかに保護されますが、貸金支払が認められる資金移動業者が破綻した場合には、預金保険制度の対象とはなりません。資金移動業者が破綻した場合には、資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、速やかに労働者に口座残高の全額が弁済される仕組みとなっています。

【4. 資金移動業者口座の資金が不正に出金等された場合の補償】

貸金支払が認められる資金移動業者口座の資金が労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等の労働者の責めに帰すことができない理由により口座の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失が無い場合には損失全額が補償されます。また、労働者に過失がある場合にも損失を一律に補償しないといった取扱いとはされず、少なくとも個別対応とされます。なお、労働者の親族等による払戻の場合、労働者が資金移動業者に対して虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではありません。また、損失発生日から一定の期間内に労働者から資金移動業者に通知することが資金移動業者による補償の要件となっている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から 30 日以上は確保することとなっています。

【5. 資金移動業者口座の資金を一定期間利用しない場合の債権】

貸金支払が認められる資金移動業者口座残高について、資金移動業者が利用規約等により有効期限を定める場合には、口座残高が最後に変動した日から少なくとも 10 年間は債務が履行できるようにされていることとなっています。

【6. 資金移動業者口座の資金の換金性】

貸金支払が認められる資金移動業者口座の資金は、現金自動支払機（C D）又は現金自動預払機（A T M）の利用や預貯金口座への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて資金移動業者口座の資金を 1 円単位で払出をすることができます。また、少なくとも毎月 1 回は、労働者に手数料負担が生じることなく資金移動業者口座から払出をすることができます。

（以上）